

レポートの目的：

2019年4月に特定技能者の受け入れが始まり介護・外食・宿泊三分野の特定技能試験が実施される予定であるが、実際に特定技能者を受け入れたい機関（企業、飲食店、宿泊施設や介護施設等を指す）はどのように受け入れの必要条件を満たし、且つ働き手たちのニーズを満たすことができるのか、それらを説明することを目的とする。

*このまとめは2019年3月18日時点で関係省庁が公表している資料を基に作成されている。新しい資料の公表やプレスリリースにより情報は随時更新される。

その一：2019年4月制度開始以降予想される流れ～まとめ

2019年3月18日時点、技能実習2号修了予定者が在留資格「特定技能1号」に変更するための特例措置として一定期間「特定活動」の在留資格が付与されることが公表されている。一方4月に実施される特定技能1号試験について詳細な情報（実施される会場・試験内容等）はまだ一部しか公表されていない。介護分野はベトナム・フィリピン、外食分野は日本・ベトナム、宿泊は日本で試験が実施されると発表されているが、試験に合格した働き手はどのような流れで就業していくのか、受け入れ機関の視点で纏める。

*受け入れ機関：働き手を雇用する企業、飲食店、宿泊施設や介護施設等を指す

1、日本国内に既に在留している働き手について

***法務省HP「在留資格「特定技能」へ変更予定の方に対する特例措置について」、及び法務省資料「新たな外国人材の受け入れについて」P4による**

日本国内に既に在留している外国人の内、2019年4月以降在留資格「特定活動1号」で就労する可能性があるのは、大きく分けて以下の人達である。

- ①技能実習2号を良好に修了した実習生（在留中）の内「特定技能1号」に在留資格変更して継続就労を望む人達
- ②留学生（在留中）で技能試験（及び日本語試験）に合格して「特定技能1号」に在留資格変更する人達

①について：

この人達は技能試験を免除されるため、所定の日本語の試験に合格していれば（2号実習生の殆どは合格していると思われる）「特定技能1号」に在留資格変更し引き続き就労することができる。就労可能な業種は「技能実習」の際に実習を受けていた分野に限られ、おそらく彼らの多くが従前の企業（技能実習生として実習を受けていた企業）に雇用されると予想される。「特定技能1号」には転職の自由がある為、同業種の他企業に雇用されることも原則的には可能である。

特定技能14業種の内外食・宿泊を除く12業種では、1号技能者の一定数を「技能実習」からの変更者が占めると政府は予想している。一方外食分野と宿泊分野においては、他分野と違い技能実習に含まれていない業種であるため、「技能実習」からの変更者は存在しない。

②について：

この人達は日本国内で行われる技能試験（2019年4月時点では外食・宿泊分野）と日本語の試験（N4以上に既に合格していれば証明書の提出のみ）に合格し、所定の要件を満たした受け入れ機関に雇用された後に「特定技能1号」への在留資格変更を行うことができる。この人達の多くは留学生として飲食店でアルバイト就業したり、ビジネス系やホスピタリティ系の専門学校で学んだりした経験を持っているため、「技能実習」からの変者を望めない外食・宿泊分野の業種において優先的に受け入れられる見込みがある。

2、特定技能者として新たに（または再）来日する働き手について

***法務省資料「新たな外国人材の受け入れについて」P4による**

特定技能者として新たに来日する人達は、現地での技能試験と日本語の試験に合格し、その後所定の要件を満たした受け入れ機関に雇用される必要がある。日本で働いた経験が無い状況でそれらの試験に合格するためには現地教育機関で日本語と技能を学ぶ必要があるが、これまで技能実習送り出し機関として教育と送り出しを行ってきた現地機関がその教育を担うことが予想される。

一方技能実習2号を良好に修了し既に帰国している元実習生は、所定の要件を満たした受け入れ機関に雇用されることにより「特定技能1号」の在留資格を得て再来日し就業することができる。

3、試験合格者、及び試験を免除された人達はどのようにして受け入れ機関に雇用されるのか

***法務省資料「新たな外国人材の受け入れについて」P4による**

「技能実習」から「特定技能1号」へ変更する人達は、殆どの場合従前の企業に雇用されると予想できる。そうならない場合でも「登録支援機関」の機能を兼ね備えた「技能実習管理団体」によって同業他社に斡旋を受け雇用されるであろう。これが「特定技能は技能実習の延長」と言われる所以であり、これまで技能実習を受け入れてこなかった企業がこの人達を獲得するのは難しいと思われる。

一方日本国内試験に合格した留学生や現地試験に合格した人達の多くは、ハローワークや人材紹介企業のサポートにより受け入れ機関を見つけ雇用されることとなる。特に技能実習に含まれていない外食・宿泊分野、また技能実習制度がまだ他業種ほどは浸透していない介護分野においては、人材紹介企業が果たす役割は大きいと考えられる。

その二：特定技能者を受け入れるための必要条件～まとめ

上記のように外食・宿泊・介護分野においては、従来の技能実習の流れではなく、人材紹介企業や受け入れ機関が新たな人材獲得の流れを形成していくことが予想されるが、特定技能者を安定的に受け入れ且つ技能者のニーズを満たすためにはどのようなことが必要か、受け入れ機関の視点で纏める。

1、受け入れ機関として行うべきこと

***法務省資料「新たな外国人材の受け入れについて」P5,6,7による**

受け入れ機関として行うべき事柄の主なものは以下である

- ①各分野に所管省庁が設置した協議会の構成員になること
- ②特定技能外国人支援計画の策定、若しくは登録支援機関への委任
- ③特定技能者の在留資格に係る手続き
- ④特定技能者との直接雇用契約

①②③④について：

これまで留学生のアルバイト雇用しか行ってこなかった飲食店や技能実習生を含め外国人採用の経験が無い企業にとっては、②及び③の条件を満たすことは簡単ではないと思われる。また④について、技能実習制度のように管理団体が受け入れて各企業に派遣する制度ではないため、各受け入れ機関が自分たちで人材獲得し雇用しなければならない。つまり支援機関の要素・入管手続きの要素・人材紹介的要素のそれぞれが必要となってくる。

支援機関の登録は要件を満たした民間企業も可能であるため、外国人材紹介に長けた人材紹介業者や行政書士事務所、その両方の機能を備えた企業などが支援機関として技能者と受け入れ機関双方にサポートを提供することが予想される。

2、 受け入れに際して注意すべきこと

現在多くの留学生が飲食業界でアルバイトをしており、そのうちの一定数が今後外食業種「特定技能 1 号」への変更を希望することが予想される。自社で就業していたアルバイト留学生が「特定技能 1 号」への変更を希望した場合を例として注意及び確認すべき点を纏める。

①上記 1、①各分野の協議会構成員になっているか：

全ての受け入れ機関は協議会の構成員となっていなければならない。自社が構成員となり特定技能者を受け入れられるか否か、協議会に問い合わせ要件を満たす必要がある。

②留学生は技能試験及び（未取得の場合は）日本語試験に合格しなければならない：

退学や除籍処分になった留学生は受験資格が無い。また試験に合格後受け入れ機関と雇用契約を締結し在留資格変更申請をするまで、ある程度の時間が必要となる。それまでに現在の在留期限が切れてしまわないか、確認する必要がある。上記を含めて、留学生の在籍校に問い合わせる必要があると思われる。

③特定技能の雇用形態はアルバイトではなくフルタイム就業：

雇用形態はフルタイムとし、受け取る報酬は日本人のそれと同等若しくはそれ以上でなければならない。本人が望んだとしてもアルバイト形式の雇用形態は認められない。

3、 活躍が期待される留学生と登録支援機関の果たす役割

上記のように特定技能者受け入れの流れは「技能実習からの変更」グループと「留学からの変更や母国試験合格」グループに分けられる。特に技能実習のスキームが確立されていない外食・宿泊・介護業界では後者の人材を効率的に獲得することがより良い人材確保につながると考えられる。その中でも 2 年以上日本でアルバイト就業した経験を持つ留学生たちは「即戦力」として活躍を期待できる人材と言えよう。

一方特定技能者受け入れには満たすべき要件があり、上記三分野においては人材供給のスキームが確立されていないため、外国人材紹介と在留資格申請それぞれの専門性が必要となってくる。それらの機能を兼ね備えていれば登録支援機関が果たせる役割はさらに大きなものとなるであろう。

参考資料： 外食分野運用要領 <http://www.moj.go.jp/content/001278475.pdf>
宿泊分野運用要領 <http://www.moj.go.jp/content/001278471.pdf>
介護分野運用要領 <http://www.moj.go.jp/content/001278462.pdf>

以上